



各 位

平成30年12月14日

会社名 ホシザキ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 小林 靖浩  
(コード番号：6465 東証第一部・名証第一部)  
問合せ先 取締役 世古義彦  
(TEL. 0562-96-1320)

### 第73期第3四半期報告書の期限までの提出遅延及び 当社株式の監理銘柄（確認中）指定の見込みに関するお知らせ

当社は本日付で、提出期限の延長承認を受けていた平成30年12月14日までに第73期第3四半期報告書の提出ができない見込みとなりましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 提出が遅延するに至った経緯

当社は、平成30年10月30日に公表しました「当社子会社における不適切な取引行為判明による社内調査委員会設置に関するお知らせ」のとおり、当社の連結子会社であるホシザキ東海株式会社において、不適切な取引行為が行われていた可能性があることが判明し、平成30年11月1日に社外有識者を主要メンバーとする社内調査委員会を設置し、事実関係解明のために、調査を行いました。

その後、当社は、平成30年12月5日付「社内調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」及び12月6日付「社内調査委員会の調査報告書公表等に関するお知らせ」のとおり、12月5日に社内調査委員会から調査報告書を受領し、同月6日付でその内容を適時開示するとともに、有限責任監査法人トーマツ（以下「監査人」といいます。）による四半期レビュー手続への対応を継続してまいりました。

しかし、同月10日になり、監査人から当社監査等委員会及び社内調査委員会に対して、監査人の四半期レビュー手続への対応において、当社職員から不適切な指示又は示唆がなされた可能性を示唆する通報（以下「本件通報」といいます。）が監査人にあった旨の情報提供がありました（通報書面の内容は監査人から開示されておりませんが、通報書面の添付書類の開示を受けております。）。

社内調査委員会では、監査人からの連絡を受けて、平成30年12月11日に当該当社職員らから事情を聴取するとともに、その他販売子会社の管理責任者に対して電話によるインタビューを既に実施しておりますが、監査人との協議に基づき、更に、社内調査委員会において、当該当社職員及びその一定の関係者について追加的にデジタル・フォレンジックを実施することが要請されております。

また、監査人からは、平成30年12月13日、社内調査委員会による追加的なデジタル・フォレンジックに加えて、本件通報の前に監査人が実施していた監査手続を補強するための追加

的な手続が必要となったため、平成30年12月14日までにレビューが終了しないとの判断が当社に伝えられました。

このため、誠に遺憾ながら、当社は、第73期第3四半期報告書について、延長後の提出期限である平成30年12月14日までに提出できない見込みとなりました。

## 2. 監理銘柄（確認中）への指定見込みについて

上記のとおり、当社は第73期第3四半期報告書について、承認を受けた提出期限（平成30年12月14日）までに提出できない見込みとなりました。東京証券取引所が定める有価証券上場規程施行規則第605条第1項第13号aの規定及び名古屋証券取引所が定める株券上場廃止基準の取扱い5(1)m(a)の規定により、金融商品取引法に定める提出期限（平成30年12月14日）までに四半期報告書を提出できる見込みがない旨を開示した当社の株式は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所より、投資家の皆様の注意を喚起するため、平成30年12月14日付で監理銘柄（確認中）に指定される見込みです。

また、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の上場廃止基準により、四半期レビュー報告書を添付した第73期第3四半期報告書を法定期限の経過後8営業日以内（平成30年12月27日）に提出できなかった場合、当社株式は整理銘柄に指定された後、上場廃止となります。

## 3. 今後の見通し

当社は、平成30年12月27日までに第73期第3四半期報告書を提出すべく、社内調査委員会による追加的なデジタル・フォレンジック及び監査人による追加的な監査手続に全面的に協力してまいります。

現時点では、第73期第3四半期報告書の提出時期について未定ですが、具体的な目途がつき次第、速やかに公表いたします。

株主、投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。

以上